

## ○多摩市版地域医療連携構想策定協議会設置要綱

令和元年 7 月 5 日多摩市告示第64号

## 多摩市版地域医療連携構想策定協議会設置要綱

## (設置)

第1条 多摩市内の医療機関相互の連携を推進し地域での医療の完結を実現するための多摩市版地域医療連携構想（以下「連携構想」という。）を策定し、もって多摩市における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、多摩市版地域医療連携構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 連携構想の案の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、連携構想の策定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

## (構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内のもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 学識経験者 1人以内

(2) 多摩市医師会が推薦する者 1人以内

(3) 多摩歯科医師会が推薦する者 1人以内

(4) 多摩市薬剤師会が推薦する者 1人以内

(5) 在宅医療関係者 1人以内

(6) 医療機関関係者 1人以内

(7) 介護事業関係者 1人以内

(8) 東京都南多摩保健所が推薦する職員 1人以内

(9) 令和元年度に実施する連携構想の検討に係るワークショップに参加する市民 2人以内

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、会長が主宰する。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の会議は、原則として公開するものとする。

5 会長は、会議に際し原則として会議録を作成するものとする。

## (関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。